

第2回松阪市子ども発達総合支援施設運営あり方等検討委員会 議事録

日時:平成26年10月23日(木)午後1時30分～午後3時30分

場所:松阪市役所 市議会 第3・4委員会室

出席者:上田美菜、亀井美香、谷口理恵、松本亜由美、八田久子、野田倫子
山下亨、中川義文、北川恵一、中出繁、山敷敬純、(設計業者) (株)サー
ドパーティ

事務局:南野忠夫、中田順也、西嶋秀喜、青木覚司、林徹、梶辰輔、伊達隆

傍聴者:1名

【事項】

1. あいさつ

2. 会議の公開について

3. 議 事

(1) 松阪市子ども発達総合支援施設設計(案)の説明及び意見交換

(2) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針(ガイドライン)
について(骨子案)

(3) 施設視察について

第1回 視察

視察日:平成26年10月29日(水)

視察先:静岡市中心身障害児福祉センターいこいの家

集合時間:松阪市役所 8時30分 (帰松予定時間 18時30分ごろ)

第2回 視察(案)

視察日:平成26年12月18日(木)

視察先:東大阪市療育センター及び門真市立児童発達支援センター

4. その他

(1) 次回検討委員会の日程について

日時:平成26年11月13日(木) 13時30分～15時30分(予定)

場所:市議会第3・4委員会室

【内容】

3. 議事

司会:佐藤祐司委員欠席の為、事務局から八田久子委員を推薦、一同同意で
司会進行役となる。

(1) 松阪市子ども発達総合支援施設設計(案)の説明及び意見交換

《事務局から概要説明》

《設計業者から概要説明》

委員：エントランスのことですが、発達障がいの子どもが多いであろうと思われる中、靴の脱ぎ履きができる子どもは少ないと思いますが、この下駄箱の前で靴を脱いで靴を持っていくということでしょうか。ベンチに座らないと練習ができないと思いますが、このベンチは具体的にはどのように使うのでしょうか。私の子どもは小6で、靴の脱ぎ履きができませんので練習をしています。放課後デイを利用する中・高生の中にもそういう子が多くいると思いますが、このベンチに座って靴を脱ぎ、下駄箱に入れて入室するという認識でよろしいでしょうか。

事務局：入って左側部分にかなりのスペースがあります。基本的に小学校ではざら板を使っていると聞いていますので、今の療育センターではざら板を敷いて練習をしているところです。そういったスペースが左側に取れないかと思っています。

委員：特別支援学校に通学している私の息子は、ざら板では無理なんです。小さい子どもは屈んでする事もできるかもしれませんが、私の子は屈んですることが難しいのです。身長があると足もその分長くなりますので、ざら板では逆にやり難くなりますので、ベンチとか固めの椅子で履き替えをしています。今奥行きがちょっと分かりませんが、介助者がいてベンチに座って履き替えをしてというと、何かごちゃごちゃしないかと心配です。例えば放課後デイの送迎時に10人くらいがそこにいと混雑するのではないかと思います。自分の中では、人数の加減、大きい子、ざら板が気になっています。

事務局：エントランスはそこらあたりの事がありますので、結構広く取ってあります。子どもに応じたものが必要になってくると想定されます。その子に合ったものをその時点で工夫して設置していく、例えば、椅子もそれぞれ高さが違ってくると思いますので、その子に合ったものが必要になると思います。ここに入ってくる子に合わせたものを何とか用意できたらと思っていますが、いかがでしょうか。

委員：ここの奥行きがイメージしにくいのです。これに限らず、その子に合わせて用意はしていただけるのでしょうか、下駄箱の前に座って靴を脱ぐこのスペースはどれくらいなのか気になります。

設計業者：奥行きは1.2mで人が充分行き来できますし、幅も6mありますので充分かと思います。ベンチは、スロープにかかっているものは固定のものが必要になるかと思いますが、色々施設を見学しますと、小さめのベンチで動かせる物を利用されていることが多いので、今エントランスの幅が7mですが、ここに置いていただいて必要に応じて使っていただくということがいい

のではないかと思います。小さく造っていくと後でとんでもない事にもなりますので、練習用にはざら板を置いての段差も欲しいと聞いていますし、そういった事も許容できるように、比較的大らかな形で造っていこうと考えています。

設計業者：下駄箱は40cmありますが、その後ろから段差がある所までが1.2mなので充分だと思います。

委員：そこで履き替えられるということですか。

設計業者：1.2mあるので大丈夫です。

委員：ここにざら板が置いてあるという事ですか。

設計業者：これはあくまでもざら板の代わりということ。ざら板の代わりに5cmの段差が取ってあるという事です。

委員：この線の所は基本裸足でしょうか。ここで靴を脱ぐということですか。

設計業者：裸足です。この境界あたりに必要であればベンチなり椅子なりを置いて履き替えをしてもらったらいと思います。

委員：ことばの訓練室が3つになりましたが、予定として言語訓練士は4人いるので、観察室のどちらかを代わりにするという事でよろしいでしょうか。

事務局：そうです。

(2) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針（ガイドライン）

《事務局から骨子案の概要説明》

委員：たくさん事業を考えていただいているのですが、ひとつこれを考えていただいているのかどうか、以前議論をしていただいているのか、あるいは他のところで考えているのかどうかも含めて聞かせてください。オギャーと生まれてから18歳になるまで途切れのない支援ということで、また18歳以上も繋いでいくという話でしたが、どういう風にこの施設を使っていくのか、その全体の流れが見通せません。そもそも誰が中心になって生まれた子どもをフォローしていくのか、色々な事業を考えていただいているので、関係機関と連携をしながら、子どもは育っていくのですが、中心になって関わっていくのはこの施設ではないのでしょうか。それから、定員が20人、10人という提案でしたが、これで足りるのでしょうか。毎日同じ子が20人、10人通ってくるとの想定でしょうか。発達障がいや気になる子どもの事を考えると、これでは厳しいと思います。

事務局：まず、子どもが生まれてから18歳まで、さらには長い年月暮らしていただく中で、それを支えていく中心的な所はここではないのかというご指摘ですが、我々の基本的な考え方としては、住みよい町という事であり、その条件としては安心して生活できるということだと考えています。当然、当施

設はその役割を担っているわけで、親や家族の駆け込み寺的な、困った時に相談が出来る様な、あるいは参考となる情報をつかんで次のステップへ進んでいくことが出来るような施設、またそうあるべき施設だと考えているわけです。

もう一つ、定員の問題ですが、実は、いきなり60人定員でいこうかという考えもありましたが、多分どれだけ定員を増やしても間に合わないと思います。また、職員も一緒に育っていくという考え方も含めていくと、最初は20名(今の療育センターが20名です)でいいのではないかと思います。毎日20名、あるいは10名受け入れる事を考えようという形です。ただ、同じ人が20人毎日来たら他の人はどうなるかということですが、非常に悩ましいところです。公立の施設としては、ここだけではないよといういい訳もあります。民間の施設もありますので、そこを利用していただきながら連携を取っていくという考え事ができるのではないかと思います。ただ、位置づけとしては唯一の療育事業拠点という考え方を堅持していかなければならないと思っています。逆に、情報提供出来るような施設にしていかなければならないと思っています。〇〇委員が言われるよう、潜在的な子どもも含めて考えていくと、とんでもない数字になりますので、20人では足りないであろうということになります。開設してから近いうちには定員を増やしていく事になろうと予想はしていますが、最初は20名からスタートするということです。ただ、限度がすぐきてしまうと思われまますので、その時は予約制なり、色んな考え方を構築していかなければならないだろうと思います。

委員：途切れない支援で親御さんの支えになればということであれば、ある程度ケースを継続しながら把握していく、また保管していくような仕組みが必要かと思います。それから定員の事ですが、この施設だけではフォローできないと思いますので、保育所等訪問事業とか学校との連携が重要になると思います。日頃過ごしている学校等と連携をしていく事は、非常に重要になってくると思います。そこも、仕組みなり仕掛けなりを考えないと効率的には行かないと思います。

事務局：一つ言い忘れていましたが、本来、この施設以外の専門機関、学校、幼稚園、保育園や健康センター等の関係機関との連携については、役割分担をしっかりとすべきだという仕組みづくりをするべきだと思います。ネットワークの構築の段階で考えるべきだと思います。そうなりますと、特に相談支援事業はその最たるものだと思いますので、そういった意味でも直営という部分を堅持していく必要はあるかと思っています。それも含めながらよろしくをお願いします。

委員：なので、ネットワークについてはある程度絵を描いていく必要があるか

と思います。その子の発達(成長段階で)、どこで、どの年齢段階で、どこが、どう関与していくのかという事を絵に描いていく事が必要かと思います。多分、日本全国で厚生労働省が検討委員会をしていると思いますが(我々も、三重県といわれるとざっくりとしか言えませんが)、それは、人口規模に応じて、行政規模に応じて、仕組みは千差万別だと思います。市町に応じてしか作れないと思います。松阪市であれば、人口、特性・特徴、強み、弱み等を生かして作れると思いますので、ぜひそういった絵を描いていただいて、生まれてから18歳まで、そして次のステージまでもいけるような絵を描いていただきます支援をしていただきますようよろしくお願い致します。その根幹になる所がこの施設になればいいと思います。

委員：基本的には、〇〇委員と同じ考えです。発達障がいの方は生まれてすぐには分かるという方がいなくて、いったん行政とは離れた感じになって、健診等が出てきて、そこで関わってくれるのが保健師だったりします。身体不自由だと生まれたときから分かっている、保健師と一緒に歩いていくという形になると思います。松阪市には、健康センターや育ちサポート室など仕組みがいっぱいあるので、そこをどう絡めながらここを中心にやっていくのか、途切れなくやっていく事が大事だと思います。

委員：連携の話がでましたが、連携の取れている市町はほとんどありません。全くないというくらいありません。その中では、名張市が多少繋がりを持っている所(市の活動だったり、相談室を持っている所で教育と繋がりがあったり)だと思いますが、その他は全くないと言っていいと思います。それから、先ほど同じ子が通うのかという話が出ていましたが、例えば、桑名市のセンターは30人の定員で、30人が一年間同じ子どもが通っています。そうすると、私がよく質問をするのは、30人しか発達の気になる子どもはいないのですかということです。割と桑名市は肢体不自由の子どもが少ないと言われるのですが、発掘すると結構います。三重県の医療機関にかからなくて、県外(愛知とか岐阜とか)を利用する人が多いので、把握していないということなんです。それで、どこが困っているのかというと、保育園や幼稚園が一番困っているのです。それを、まる投げしてこちらが全部取ってしまうのではなくて、特に保育園や幼稚園にいる発達の気になる子は、しっかりと吸い上げて行って欲しいと思います。そこでしっかりと療育を受けていく事が必要だと思います。

それから、20人の定数で行きたいという事ですが、すぐ潰れると思います。肢体不自由は毎日来るし、在宅でどこにも行っていない3歳ぐらいまでの子どもで、発達の気になる子どもは結構いるはずですし、さらに、保育園や幼稚園に行っている子どもが週に1~2回来る枠を作るとなると、絶対に20

では済まないと思います。30 でギリギリだと思います。60 だと極端だと思いますが・・・やはり、スタートの時点をきちんと踏まえていただきたい、人数を確保していただきたいと思います。放課後デイも、きちんとしたものにしていくと、それなりの人数の枠が必要になってくると思います。

児童発達支援事業の運営時間については、そんなものになるかと思いますが、小さい子ども、肢体不自由の子どもで、朝に9時から夕方4時までいる人は基本的にはいません。大体どこの施設でも、朝の10時くらいから昼過ぎの2時くらいまでです。(津とかのお昼寝を入れている所では4時という所もあります) 私は、この子達にわざわざお昼寝をさせてまでここに居させる事はないかと思っています。今度は津でもお昼寝なしで枠を広げていくことになると思います。

それから、3歳くらいまでは母子関係がとても大切だと思います。鈴鹿では、就学前の年は発達の気になる子どもの場合は母子分離を考えます。ただ、肢体不自由の子どもの場合には基本母子通園ですが、特性が違いますので(保育園にも入れず家庭でみなければならぬなど)、3歳を過ぎたら母子分離を考えて行きましょうという事になっています。松阪市内にも相談機関が他にも色々ありますが、なぜか分かりませんが、絶対に結びつかないんです。特に教育とは特に結びつきにくいのです。何か分かりませんが壁があるようで、それを上手く繋いでいくことが実際にできるのかどうか。

それから、これだけの事業を、同時に完結出来るのかどうか疑問なんです。最初児童発達支援事業と放課後デイをスタートさせたら半年後はこの事業をしようとか、土台作りを採用した職員が考えていけないと思います。平成29年4月1日なり平成28年〇月にスタートするにしても、これだけ沢山のことをいっぺんにどうするの・・・優先順位は必要かだと思います。それから、訪問をするという話がでましたが、保育士が中心になるとは思いますが、心理士とSTは絶対についていくと思います。主になるくらいになると思います。OTとかPTとかはその次についていくことになる専門職だと思いますので、きちんとした位置づけをして置く事で動きやすくなると思います。

委員：人数のことでお聞きします。知的の特別支援学校(杉の子なり桑名なり)では、一年後に新しい校舎を建てるということで、グラウンドを潰して建設中です。それで、杉の子では重度の子たちが1年で本校に返されて来ています。どこに隠れていたのだろうというくらい地域の学校から出てきます。新築特需ということで、ものすごく増えてきています。初めは抑えたいという気持ちも分かりますが、20人では最初からパンクすると分かっていますので、例えば、先生方も最初は知的専門の先生とか、肢体専門の先生とか、初

めの1～2年はそこに特化した形でスタートをして、後で交流するとかする
といいのではないかと思います。でない先生方がいっぱいいっぱいになっ
てくるのではないかと思います。先生方が働きやすい場も必要だと思います。
特に発達障がいの子どもはびっくりするくらい多くなってくると思います。
あと、対象のこどもについてお聞きしたいのですが、内容によって決めてい
くのでしょうか、松阪市限定なのでしょう。例えば、放課後デイを利用す
る特別支援学校に通っている子で(特別支援学校は松阪・多気です)、多
気の子どもは利用できるのでしょうか。確か以前の会議の時、内容を検討す
る時に話し合いましたという事になっていたかと思いますが、(4)障がい
児保育園等訪問支援事業のところ(資料No.1のP3)で、「松阪市内の保育園
または幼稚園とする。ただし、必要に応じて、松阪市内小中学校、高校及び
放課後児童クラブも対象とする。」とありますのでどうなのかと思いました。
他の市町もというと大変かとは思いますが、どこまで広げるのかなと思いま
した。よくセンター化ということで、例えば、学校でも特別支援学校がセン
ターとして地域の学校に行かれています。おんぶに抱っこ状態で、なか
かなか先生方も手を引きにくい状態です。これでは地域も育ちにくいと思
いますし、地域の学校の先生にも成長していただき、創意工夫をしていただ
きたいと思っています。訪問支援事業をどうやってしていったら、療育セン
ターだけでなく地域の学校も成長していけるのか。センターだけで抱え込む
と大変だと思います。特別支援学校のような失敗をしない為の仕組みづくり
が必要だと思います。

事務局：たくさん事を言っていただきました。宿題として受け止めて考
えていきたいです。まず定員数に関して、基本計画では20名と提示して
います。いずれこれは増加していくという見方をしています。ただ、これは
運営上でのことで、建築上ではありません。私個人としては2段階方式で
いくのもいいのではないかと考えています。対象者については、児童福祉法
で定めている手続きさえ踏んでいけば、たとえ大台町の子どもでも受け入れ
なければならないとしてありますので、「だめです」という言い方は出来
ないと思います。法律上はそうなっています。ただその下の段階において、
レスパイト的な発想を持って考えてみた場合、期間を限定して様子を見る、
お母さん達と一緒に考えていくという仕組みが作れないだろうか、という事
が一つあるかと思っています。それを持って、今後スケジュール的なもの、
支援計画を組む時にどうするか、その時に保育園は入っているのであれば
それを伝えていくことはできるかと思っています。100%総合支援施設が
受け入れてやります、という考え方は絶対出来ないかと当初から思ってい
ましたので、当然、今のセンター化の問題にしましても、先輩のいい失敗
例を見させてもらいな

がら、どうしようかと考えていきます。幸いなことに、相談支援事業の直営の一つとしまして育ちサポート室(教育委員会)があります。すでにそこが教育・保健・福祉の構成メンバーで各学校の就学に関わる相談を受け、それをフィードバックしているという仕組みを持っています。成果は別としてその制度を構築しているという事です。その育ちサポート室を受け入れられないかと考えているところです。そこを残して新たに作ってしまいますと、ちぐはぐな状態になってしまいますので、それを吸収していける仕組みづくりを考えなければいけないと思っています。これは、完全にやりますという意味ではなく、そういう構想をもてないかということ今考えているということです。

先ほど〇〇委員から、連携が出来ていないとはっきりと言われましたが、私もそう思っています。ただ、連携していないのは顔の見えていない所であって、顔の見えている所では連携ができるような、意見交換が出来る様な、共働(共に働く)の部分を中心に構築していかないといけないと思っています。改めて仕切りなおしができるかと思えます。ただ、教育と福祉は合見えないのが常ですので、その点はわきまえていかないといけないとは考えていますが、接着点は保健だと考えています。保健の役割は非常に大きいと思えます。〇〇委員が言われたように、肢体不自由の子は生まれてすぐから保健師が関わります。当然あすなるの〇〇先生も思っていらっしゃるでしょうが、発達が気になりだしてから保健師が関わるということはあると思えます。今生まれてから4ヶ月以内に保健師が全ての子どもの家庭訪問をしていますので、その情報が(少しおかしいよねということであれば)入ってくると考えられると思えます。ただ、考えられるというだけではなくて、考えると言えなくてはならないので、そのための仕組み作りを今後のガイドラインの考え方に引き入れていかないといけないと思えます。たとえ担当者が変わったとしても変わらないようにしていかなければならないという意味もあります。それから、知的障がいの部分と発達障がいの部分は若干違うとの認識はあるのですが、肢体不自由の子どももしっかり支援できる体制作りを考えないといけませんので、そうすると総合支援施設の中身は設備・建築面というよりはむしろ人の問題が大きく絡んでくると思えます。念頭から人の問題は難しいと思っていましたので、これから追々相談をしていかなければならないと思っています。ある意味、現在療育センターで培っているものが核になってくるかと考えます。その核を大事にしながら進化させていくような方法を我々は考えていかなければならないと思っています。それはいい事尽くめばかりではなく、悪い事もあるかと思えます。「言っていた事と違うじゃないか」ということもあるかもわかりません。

今、合計6つの事業を提示しています。先ほど、これの優先順位をつけるべきだとの意見をいただきましたが、まさにそのとおりだと思います。最初、人がいてサービスの質が維持できるという考え方は当然あるのですが、全部をスタートさせることは理想であり最も難しいことだと思います。最優先は児童福祉法の事業だと思いますが、自主事業はその様子を見ながらするということになると思います。どうせ必要と思われる事業は出てくると思いますが、たぶん最初に出てくるのは相談支援事業だと思っています。これはスタートから始めないとダメだと思います。後回しに出来ないものもありますので、そのあたりは整理していきたいと思っています。優先順位は必ずつけます。小中学校の先生との連携は、育ちサポート室や教育委員会とも相談をしながら、長い時間をかけてしていかなければならないと思っています。地元の福祉関係事業所とも共働がないとなかなか進まない面もあろうかと思っています。今後の大きな課題の一つだと思います。これはガイドラインとは別に、検討委員会の意見書として作ってもいいかと思っています。知的障がいのメニュー、発達障がいのメニュー、肢体不自由のメニューと分けた場合、どの点がどうなのかという課題整理をこの委員会でお願したい、と本当は思っています。というのは、事務局だけで考えているとどうしても枠が狭くなってしまいますので…。全部が全部実現するわけではありませんが、一つの認識としてそれを受け止め、これからの事業展開の参考としていきたいと思っていますので、意見書という形で出していただけるとありがたいです。

委員：一つ確認をさせてください。相談事業はあくまでも相談事業だけですよ。計画相談をするわけではないですよ。

事務局：はいそうです。

委員：計画相談をする所と連携をしていかないと、それらが全く発揮できないようなことが出てくると思います。保育所等訪問事業もここだけの単独事業ですので、もし他でする所が出てくると、それこそお客さんの取り合いになると思います。現実には、北部ではそのような事も起こっています。(公立的な所は控えて欲しいと) 今のところ松阪では児童の計画相談は〇〇が立っていますので、一応形的には成立しているので安心かとは思いますが。(松阪は達成率が高いので) ただ、いわゆるそれに基づいたような支援計画を立てるわけですから、連携をしっかりと取っていただきたい。どうしても学校との連携の話が出てきますが、一番の違いは言葉の問題だけです。療育の関係者は遊びに繋がります。遊びを広げるとか遊びを豊かにするとか。学校の先生は教育です。遊びではありません。勉強です。言葉の違いがあるのでどうしても誤解があるかもしれません。3～4年はかかるかもしれませんが、気長にさせていただくといいと思います。教育と福祉と保健が同室にいたとして

も、そのあたりはあるかと思えます。そこを上手く調節していただくかと思えます。

委員：保育園等訪問支援事業のところで、訪問支援カード等を作成とありますが、支援ブックのようなものにして、それを見れば分かるという風にしていくということですか。その場所だけでなく、私は保護者も一緒にこの子をどういう風に成長させていくのかと計画を立てていきたいと思っていました。例えばサポートブックとか支援ブックのようなものがあるかかなと思えます。その方が資料的にも大きくなると思えます。

事務局：実は今日の平面図にも載っているのですが、事務室、ミーティング室に隣接して資料保管室が広く取ってあります。これは単なる書類保管庫ではなくて、ケース記録を残す所です。この施設が30年間稼動した場合、おそらくは万単位のケースが保管される場所となります。(電子化も含めて) 総合支援施設で関わった子ども(相談支援も含めて)の情報はカルテとして残そうという考え方は、当初から思っています。先ほど〇〇委員が言われたように、資料はいっぱいあるだろうということは言えます。福祉事務所での管理の中で、ケースワーカーが個人あるいは世帯のケースとして、申請がいつだったか等の原本を残している事と同じ理屈となります。いつ相談支援の会議を開いたとか、保護者と協議をしたとか、主治医と意見交換をしたとかをきちんと残していく仕組みづくりをしていきたいと思えます。療育を進めていく中では保護者と常に連携をとらなければならない事はたくさんあると思えますので、必要であれば相談支援の中で保護者と打ち合わせをしていく事はあると思えますし、きちんと記録を残していくということは大事な事だと思っています。従って、情報共有をするという考え方は当然持っているということです。様式的なことは現場の話になってきますので、この場ではないかと思えます。将来的には、40歳を超えた人がここに来た時でも、自分の小さい頃の記録が分かるようにしていきたいと思っています。要するに、戸籍がなくなるまで残るようにしていきたいという理想があります。そういう役割を、公立の施設として持たしていきたいと思っています。ただ学校との関係ですが、学校は学校で資料をもっていますので、そちらとの関係はこれから構築していかなければならないと思っています。その中間的なものを育ちサポート室が持っていると思えますので、それを発達、進化させたら何とか形になるのではなからうかと思っています。これからの取り組みであると考えています。

委員：松阪市の未就学児童の状況について、人数は約9,000人弱です。その中で保育園、幼稚園、認可外の保育施設のどこにも行っていない児童は約3,000人います。その3,000人が自宅で保育をされている児童ということで

す。施設開設と同時に色々な子どもがおいでになるという事ですから、ある程度のルール化と事業の優先度は決めてやっていかなければならないと思います。現在、育ちサポート室との関連もありまして、保育園に新しく入園されてから半年間は保育の様子をみてもらい、発達の遅れがあれば関わらせていただいておりますが、その3,000人に関しましては全く把握していないという事もありますので、非常に心配をしています。

H28年に開設される時のスタッフの状況にもよりますが、これだけの事業をいっぺんにドンという事は無理だと思いますので、そこらへんは慎重に優先順位を決めてやっていただくしかないと思います。

事務局：ありがとうございました。今日のご意見を参考にして考えていきたいと思っています。

(3) 施設視察について

《事務局から日程と概要説明》

第1回 視察

視察日：平成26年10月29日(水)

視察先：静岡市中心身障害児福祉センターいこいの家

集合時間：松阪市鈴の森公園 8時15分（帰松予定時間 18時00分ごろ）

第2回 視察（案）

視察日：平成26年12月18日(木)

視察先：東大阪市療育センター及び門真市立児童発達支援センター

委員：第2回目の視察の申し込み締め切りはいつでしょうか。

事務局：11月末でお願いします。

4. その他

《事務局より説明》

(1) 次回検討委員会の日程について

日時：平成26年11月13日(木) 13時30分～15時30分(予定)

場所：市議会第3・4委員会室

事務局：今日、平面図を見ていただきながら設計業者から色々説明を受けました。一応今日の会議で内容は落ち着いたと理解して、設計業者にはいよいよ本格的に基本設計に入っていただく事になります。それでよろしいでしょうか。

委員：歩行訓練の段階は何センチでしょうか。草の実にあるように作ってもら

えるのでしょうか。草の実にある訓練台はもう少し

設計業者：今のところは、踏み面は20cmで階段は10cmです。

委員：草の実は7cmでしたか。

委員：はい。訓練台は10cmです。

委員：訓練室の階段はもう少し低いと思います。

設計業者：今建物のレベルが決まっていますので、7cmになると階段が20段になります。

委員：それはわかりますが、足が短いですから・・・。

設計業者：いわゆる歩行訓練の器具としてきちんとしたものを作ろうとするとそういう形になってしまいます。

委員：歩行訓練の代わりになるものとしてそこに移ったので、歩行訓練になるようなベストなものがあると一番いいと思います。決まっているのもわかりますが、PTの先生がやっぱり〇〇でというのであれば別の物を室内に用意するのも必要かと思いますが・・・。

設計業者：室内は室内で設ける事になると思います。それで設けるということでもいいんですよ。

委員：最近は階段をわざわざ設けません。設置するとそこにスペースをとられてしまいますので・・・。ちょっと前の施設は設置してあります。仮に1.5mでどれだけ取られるのか、一度検討してもらったらどうですか。

事務局：10cm、9cm、8cmとちょっとずつ低くしていったって、PTの先生に確認をしていただけたらと思います。

委員：基本筋力が弱いか突っ張って動きづらい子ども達なので、1cm単位で非常に変わってきます。たぶん一番使いやすい高さはあると思いますので、そこはPTに確認をしたいと思います。

委員：後で給食室の事をお聞きしたいと思います。

委員：療育室のトイレのことですが、便器も何もない所にカーテンが付いていますが、ここにオマルが置かれるのでしょうか。オムツは奥のベッドのような所でかえるのでしょうか。

委員：50cmの所がベッドでしょうか。

設計業者：そうです。

委員：そうすると、一人ずつということでしょうか。

設計業者：そうです。

委員：(図を見て確認をしながら)、これがオマルで、これがベッドですね。

委員：ここでできますか。

設計業者：手洗いは50cmですから、そこにずっといるわけではありませんので、この幅であれば出来ると思います。

委員：ちょっと難しいのでは・・・。

設計業者：実験済みです。

(図を示しながら)間に入っていてこう寝かせる事になります。

委員：それは多分大きい子ども達はそうしますが、小さい子ども達は全部縦になります。

設計業者：一人分ということになるとこうなります。

事務局：この児童発達エリアは小さい子どもがメインですから、(示しながら)子どもをこう置いてするといいいのでは・・・。

それとも、洗面台に対してこう(同じ並び)置くほうがいいのでしょうか。

委員：学校においてあるベッドも全てこう横に置いてあります。

委員：体が大きいと横でないと出来ないと思います。

委員：小さい子どものお母さんの感覚は、子どもを目の前において替える感覚なので、これを変だと感じるのだと思います。或いは、せつかく 120cm あるのにといい思いがあるのかもしれない。

事務局：ベッドはまた後で相談をするということでもよろしいでしょうか。

司会：ソフト面はこれから色々話もできるかと思いますが、ハード面は後からは変えられませんので、この後設計業者とよく相談をして、見直していただける所は見直していただくということでもよろしいでしょうか。

では長時間にわたりありがとうございました。これで会議を終わらせていただきます。